

三友堂病院  
院外処方せんにおける  
疑義照会簡素化プロトコル

三友堂病院

2022年11月策定版

# 概要

- 調剤上の形式的な照会を簡素化して患者待ち時間の短縮・処方医・保険薬局薬剤師・病院薬剤師・外来看護師等の業務負担を軽減する
  - ➔薬物療法の安全性の向上、患者指導、残薬対策等の充実を図る

# 経緯

- 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について（通知）」  
（厚生労働省 医政発0430第1号、平成22年4月30日）  
「薬剤師を積極的に活用することが可能な業務」
  - 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて医師等と協働して実施すること
- 「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト／シェアの推進に関する検討会」  
「薬剤師に関して推進する」
  - 事前に取り決めたプロトコルに沿って、処方された薬剤の変更  
（投与量・投与方法・投与期間・剤形・含有規格等）

# 関係法令等

## ◆薬剤師法第23条2項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

## ◆薬剤師法第24条

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

## ◆保険医療機関及び保険医療養担当規則第23条2項

保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

# 運用方法

## 1：合意書の締結

- 疑義照会簡素化を希望する保険薬局は、当院薬剤部の説明を受け合意書を提出する
- 三友堂病院（病院長）と申請保険薬局（店舗）にて「疑義照会簡素化における合意書」を取り交わす
- 合意書を取り交わすことで包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして扱う

## 2：適用時の報告

- 保険薬局薬剤師は、プロトコルに基づいて変更調剤した内容について、報告書にて報告する

## 3：処方医の承認

- 処方医は、報告書を確認し、事後に承認する

# 処方変更に係る原則

- 保険薬局店舗ごとに当院との合意書の締結を行う
- 合意が得られている内容は、疑義照会せずに変更可とする
- 原則 「処方箋の指示に従った保険調剤」を行う（「変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う）
- 処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先する（「剤形変更不可」「規格変更不可」「用法変更不可」等）
- 変更調剤の内容・価格等について、患者に十分な説明を行い同意を得る
- 麻薬、抗癌剤、覚醒剤原料は適用としない

# 保険薬局でのプロトコル運用の流れ

- ① 当院院外処方箋を応需
  - ② プロトコルの適用範囲内であれば疑義照会せずに処方変更し調剤
  - ③ 処方変更調剤した処方箋（該当部分）および、疑義照会簡素化プロトコル報告書の2枚を当院薬剤部宛にFAXにて提出する
- 可能なかぎり適用した当日中に報告（#11を除く#1～#10）
- \* 専用報告書は病院ホームページ上よりダウンロード可能

# 病院薬剤部での対応

1. 合意保険薬局からの報告書FAXを確認
2. 電子カルテ診療記録で情報を再確認
3. 薬剤部担当者は処方医師代行で修正入力を行う
4. 外来医事課へ変更点を連絡
5. 報告書を処方医師の次回外来予約日・外来担当日にまわす
6. 処方医師より確認サインをもらい事後承認



# 適応プロトコルについて

# # 1 同一成分名の銘柄変更

## 【例】

- アムロジン錠5mg ⇔ ノルバスク錠5mg
- ステーブラ錠0.1mg ⇔ ウリトス錠0.1mg
- アムロジピンOD錠5mg ⇔ アムロジン錠OD錠5mg

- 先発品同士、後発品から先発品への変更も可能
- 患者への説明と同意が必要

## # 2 剤形変更

【例】錠剤 ⇔ OD錠、細粒、顆粒、液剤、カプセル

- ガスター錠20mg ⇔ ガスターD錠20mg
- セルベックスカプセル ⇔ セルベックス細粒
- バクタ配合錠1錠（粉碎） ⇔ バクタ配合顆粒1g
- ロキソプロフェンテープ100mg ⇔ ロキソプロフェンパップ100mg

- 用法用量が変わらない場合のみ可
- 安定性、溶解性、体内動態、服薬状況を考慮すること
- 内用薬および、消炎鎮痛剤のテープ剤とパップ剤に限り変更可
- 軟膏剤、クリーム剤等の変更は不可（外用薬の剤形変更は疑義の対象）

# # 3 規格が複数ある医薬品の規格変更

## 【例】

- アマリール錠1mg 3錠 ⇔ 同錠3mg 1錠
- フェブリク錠20mg 0.5錠 ⇔ 同錠10mg 1錠
- バルプロ酸ナトリウム細粒40%1.0g ⇔ 同細粒20%2.0g
- リンデロンVG軟膏（5g）×4本 ⇔ 同軟膏（10g）×2本
- アドフィードパップ 40mg（7枚）6袋 ⇔ 同パップ 40mg（6枚）7袋

- 安定性、利便性の向上のための変更に限る
- 貼付剤、軟膏剤、クリーム剤の変更は処方量の合計が変わらない場合のみ可
- 患者へ変更理由、価格等を説明し、同意を得ること

# # 4 半割、粉碎、混合等 (規格追加含む)

## 【例】

- ワーファリン1mg 2.25錠 ⇔ ワーファリン錠1mg 2錠 + 同錠0.5mg 0.5錠
- ワソラン錠40mg 3錠分3毎食後 ⇔ 分3毎食後 粉碎 (嚥下困難)

- 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその逆も可
- 軟膏の混合指示追加については、処方時の指示記載漏れが明らかな場合のみ可
- 安定性のデータに留意すること
- 患者へ変更理由、価格等を説明し、同意を得ること
- 粉碎に関しては簡易懸濁法も検討すること (その場合は情報提供を実施すること)

# # 5 一包化調剤の実施

【例】 Rp)

• プレドニン錠5mg 4錠

ガスターD錠20mg 1錠 分1 朝食後 →分1 朝食後 一包化 (患者希望)

- 患者希望のため・患者家族あるいは薬剤管理を行う者の希望のため・服用状況不良で一包化により改善が見込まれるため等の理由を報告すること
- 「薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること、被包から取り出して服用することが困難な患者」等保険診療上の適切性を判断すること
- 患者へ変更理由、価格等を説明し、同意を得ること

## # 6 外用剤等の用法追加

### 【例】

- モーラステープL40 3袋 1日1回 ⇒ 「腰 1回1枚」を追記
- マイザー軟膏0.05% 1日1回 ⇒ 「右手首」を追記
- ヒアレイン点眼0.1% 1瓶 症状発現時 ⇒ 「両眼 眼の乾燥時 1日4回まで」を追記

- 適用回数・適用部位・適用タイミング等の追記に限る
- 薬歴上あるいは患者面談上、医師の口頭指示を含め用法が明確な場合に可
- 経皮吸収による全身作用を目的とする薬剤は不可

# # 7 処方日数・処方枚数の適正化

## 【例】

- ボナロン錠35mg 週1回 × 56日分 → 8日分（他が56日分処方）
- ラシックス錠20mg 1日おき × 28日分 → 14日分（他が28日分処方）
- バクタ配合錠 週3回月水金 × 28日分 → 12日分（他が28日分処方）
- フランドルテープ40mg貼付1日1枚 28枚 → 35枚（他が35日分処方）

- ▶ 週1回・月1回服用製剤、隔日・曜日指定投与等の処方薬剤が、他処方薬と同じ日数や枚数で処方されている場合に可
- ▶ 処方枚数の適正化は、経皮吸収による全身作用を目的とする薬剤に限る
- ▶ 薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合に限る



# # 8 添付文書に基づく用法変更

## 【例】添付文書に則り変更

- 葛根湯エキス顆粒 7.5g 分3毎食後 →分3 毎食前
- セイブル錠50mg 3錠 分3 毎食前 →分3 毎食直前
- フォサマック錠5mg 1錠 分1 朝食後 →分1 起床時
- エパデールS600 3包 分3 毎食後 →分3 毎食直後
- カルタン錠500mg 3錠 分3 毎食後 →分3 毎食直後

- 服用方法について薬学管理および服用状況を考慮した場合は処方通りとすること
- 「用法変更不可」や指示・コメント記載がある場合は不可

# # 9 次回受診日まで不足するため 処方日数を延長すること

## 【例】

- 処方日202\*年1月1日                  Rp：〇〇錠 1回1錠1日2回朝夕食後 20日分  
    次回外来予約日202\*年1月25日                  ⇒25日分
  - 処方日202\*年3月1日   Rp：インスリン〇〇注△△300単位 1本 朝5昼5夕5単位 自己注射  
    次回外来予約日202\*年3月28日                  ⇒2本
- ▶ 次回受診日を予約表などで確認できた場合のみに限る
  - ▶ インスリン等の自己注射製剤、注射針の処方数も変更可
  - ▶ 外用剤は、経皮吸収による全身作用を目的とする薬剤に限る（例：フランドルテープ・リバスタッチパッチ等）
  - ▶ その他は疑義照会にて確認すること
  - ▶ 残薬を必ず確認してから変更すること

# # 10 自己注射用針の処方数調整

【例】 開始日202\*年1月1日 次回外来予約日 1月25日

Rp：インスリン〇〇注△△300単位 5-5-5 自己注射 2本

BD マイクロファインプロ 32G×4mm 26本 ⇒ 28本

- 自己注射薬剤の針（BD マイクロファインプロ 32G×4mm ペン型注入器用注射針）の本数について過不足（必要本数）の調整可
- 調剤可能適正本数（例：14の倍数）への変更可

# #11

## 医師の了承の下で処方されている用法

➤ 「薬事承認されている用法」以外の処方箋の場合、下記の例については「医師の了承の下で処方されている用法」として疑義照会を略することができる

### 1：漢方薬の「食後」投与

- 服用状況を考慮または胃腸障害の軽減を目的に食後の用法を指示する場合がある
- 当院処方の漢方薬の食後の用法については医師の了承の下で処方されている用法として疑義照会を略することができる

### 2：添付文書上の用法が「1日1回」となっている降圧剤の「1日2回」投与

#### 【対象降圧薬：Ca拮抗薬・ACE阻害薬・ARB】

- 家庭血圧や24時間血圧測定で得られたトラフの血圧が高値の場合、1日1回投与の対象降圧薬を1日2回投与とする場合がある《参考：高血圧治療ガイドライン2019》
- 薬事承認された用法と異なるが、医師の了承の下で処方されている用法として疑義照会を略することができる

# 疑義照会簡素化プロトコルに関する 問い合わせ窓口

- 担当窓口：三友堂病院 薬剤部 簡素化プロトコル担当者
- 受付時間：平日午前 9時00分～午後 5時00分
- 電話番号：0238-24-3707（直通）
- FAX：0238-24-3732（薬剤部専用）

# その他・改訂歴など

- ・ 2023年1月：初回策定版発行・運用開始